



目次

- 背景
- 法令の概要およびその適用範囲
- 定量的排出量開示（SB-253）
- 定性的気候リスク開示（SB-261）
- 定性的自主的炭素市場開示（AB-1305）
- タイムライン例
- モニタリングおよびコンプライアンス
- 州上院法案およびその他の開示規則との関係
- 保証およびその他の考慮事項
- その他のリソース
- 連絡先

#DeloitteESGNow—カリフォルニア州の気候関連法による影響

背景

2023年10月7日、カリフォルニア州知事Gavin Newsomは、カリフォルニア州で特定の事業活動を行う特定の米国の公開会社および非公開会社に対し、温室効果ガス（GHG）排出量、気候関連財務リスク、自主的なカーボン・オフセット（vCOs）¹、および特定の気候関連排出に関する情報開示を一括して義務付ける2つの州上院法案と1つの州下院法案に署名しました。SB-253—企業気候データ説明責任法およびSB-261—温室効果ガス：気候関連財務リスクの2つの州上院法案は、米国におけるGHG排出量と気候リスクの企業報告を義務付ける、米国初の業界横断の規制を制定します。AB-1305—自主的炭素市場開示の法案は、企業による気候関連排出権の“グリーンウォッシング”²をすることを目的としており、カリフォルニア州内でvCOsの売り出しまたは販売をする米国および国際企業、およびカリフォルニア州で事業を行い、気候関連排出²を検討する企業（vCOsを購入または使用するかどうかにかかわらず）に対する要求事項を定めています。

1. 州下院法案では、vCOを「温室効果ガス排出量オフセット」、「自発的排出量削減」、「小売オフセット」、または同様の用語で、当該製品が大気中に存在する温室効果ガスの量の削減を表している、またはそれに対応していることを意味するもの、またはそうでなければ排出されたであろう温室効果ガスの大気中への排出を防止するものであると主張する、州内で販売または売り出される製品」と定義しています。
2. 法案は、これらを「正味ゼロエミッションの達成に関する主張、企業、関連企業または製品が「カーボンニュートラル」であるとの主張、または...企業、関連企業または製品が気候に正味の二酸化炭素または温室効果ガスを追加していない、または二酸化炭素または温室効果ガスの排出量を大幅に削減していることを意味するその他の主張」と説明しています。

カリフォルニア州は、人口と国内総生産の両方で全米最大の州です³。米国の大企業の多くはカリフォルニア州で事業を行っているため、これらの企業は新法の範囲内に入る可能性があります。カリフォルニア州上院が実施したフロア分析に基づく⁴、約5,000社がGHG排出量および気候リスクの両方の開示を要求される可能性があり、さらに5,000社が定性的な気候リスクの開示のみを要求される可能性があります。加えて、いずれかまたは両方の州上院法案の適用範囲内にある1万以上の米国内に拠点を置く企業⁵の約80%は非公開会社であり、SECが提案する気候規制の対象とはなりません⁶。

法令の概要およびその適用範囲

SB-253およびSB-261の組み合わせは、SECの気候変動に関する提案で要求される開示内容とほぼ同じ内容をカバーしています。しかし、カリフォルニア州の法律の適用は、米国に拠点を置く企業の年間総売上高に依存し、その企業が公開会社であるか非公開会社であるかは関係ありません。したがって、SECの提案する規則の下では気候報告の範囲に直接含まれない非公開会社であっても、収益基準（以下にて概説）を満たし、カリフォルニア州で事業を行っている場合には、カリフォルニア州の規則の下で開示を求められる可能性があります。州上院法案は、記載されているように、「カリフォルニアで事業を行う」が何を意味するのかを明確に定義していません。この用語の定義については、今後さらに明確になることが期待されています。しかし、カリフォルニア州税法の下でのこの概念に基づく、州内でビジネスを行うための敷居は非常に低いかもしれないという初期的な見立てがあります。さらに、両州上院法案は米国に拠点を置く企業にも適用されます。米国以外の親会社については特別な例外規定がないため、要件を満たす米国に拠点を置く子会社を持つ外国企業は、デフォルトでこの法律の適用範囲内となります。州上院法案の収入基準を満たし、州内で売上、不動産、給与活動を行っている企業は、税務顧問や法律顧問に相談し、新しい要求に従う必要があるかどうかを評価することを検討すべきです。

AB-1305に基づき、以下の種類の企業（またはその組み合わせ）は、特定の開示を提供しなければなりません。

- カリフォルニア州内でVCOsを売り出しましたは販売する企業
- VCOsを購入または使用し、気候関連排出を主張する、（1）カリフォルニア州で事業を行い、かつ（2）カリフォルニア州内で販売されたVCOsを購入または使用する企業
- 気候関連排出を主張する、（1）カリフォルニア州で事業を行い、かつ（2）カリフォルニア州でそのような主張をする企業

法案で使用されている用語の中には、「カリフォルニア州で事業を行う」、「州内で主張を行う」、「大幅な削減」、または「カリフォルニア州内でVCOsを売り出しましたは販売する」など、定義されていないものもあります。したがって、このような用語はカリフォルニア州政府によって広く解釈される可能性があります。さらに、インターネット上で気候関連排出を主張し（すなわち、同社のウェブサイト上で）、「カリフォルニア州で事業を行う」企業は、「州内で主張を行う」企業に該当する可能性があります。

AB-1305は公開会社および非公開会社の両方に適用され、SB-253およびSB-261とは異なり、その適用に関する収益の閾値はありません。さらに、自発的なオフセットのみがその要求事項の対象となります。コンプライアンス関連のオフセット（例えば、キャップ・アンド・トレード・プログラム）は適用範囲から除外されます。

以下の表は、3法案の要求事項と適用可能性をまとめたものです。

3. [米国経済分析局](#)
4. [SB-253およびSB-261のフロア解析](#)
5. SB-252およびSB-261は米国に拠点を置く企業に適用されますが、用語が若干異なります。SB-253は、「報告企業」を「州法、米国の他の州法またはコロンビア特別区に基づいて、または米国議会の法令に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社、またはその他の事業体」と定義しています。SB-261も同様に「対象企業」を定義しています。ただし、保険業の会社は除きます。
6. [SECは規則リリースNo.33-11042, The Enhancement and Standardization of Climate Related Disclosure for Investorsを提案しました。](#)

	SB-253	SB-261	AB-1305
	企業気候データ説明責任法	温室効果ガス： 気候関連財務リスク	自主的炭素市場開示
報告要求事項の概要	スコープ1、スコープ2、およびスコープ3のGHG排出量	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連財務リスク 企業がそのようなりスクを軽減し、適応させるために採用した措置 	(1) 排出量削減を含むVCOプロジェクト、(2) プロジェクトの種類を含む、VCOsを販売する事業者、(3) 気候関連排出の主張の正確性がどのように決定されたかに関する情報
影響を受ける企業	年間総売上高が10億ドルを超える米国の公開企業および非公開企業で、カリフォルニア州で事業を行う企業	保険業界を除く米国の公開企業および非公開企業で、年間総売上高合計が5億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う企業	(1) カリフォルニア州でVCOを販売および売り出しを行う、(2) カリフォルニア州内で販売されるVCOsを購入または使用し、気候関連排出を主張し、カリフォルニア州で事業を行う、または(3) カリフォルニア州で気候関連排出を主張し、カリフォルニア州で事業を行う、公開企業および非公開企業
コンプライアンスタイムラインおよび保証等	<ul style="list-style-type: none"> 2026年以降：前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、限定的保証を受ける 2027年以降：スコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示してから180日以内に、前年度のスコープ3の排出量を開示する（スコープ3については保証不要） 2030年以降：前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、合理的保証を受ける。スコープ3排出量^{7,8}について限定的保証を検討する 	2026年1月1日以前：気候リスク開示要求事項に基づく公開報告書の開示。証明要件なし	2024年1月1日から適用。法案に明示的な証明要件はない。(1) VCOプロジェクトの属性、または(2) 企業の気候関連排出データまたは請求について、独立した第三者による検証があるかどうかについての開示が必要
報告頻度	年に一度	2年に一度	少なくとも年に一度
報告場所	(規制当局が作成する) デジタルプラットフォーム上で公表する	会社のWebサイト	会社のWebサイト
活用される既存の標準およびフレームワーク	GHGプロトコル	気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) ⁹	該当なし
違反に対する罰則	違反した場合、報告年度に50万ドル以下の罰金が科せられる	違反した場合、報告年度に5万ドル以下の罰金が科せられる	違反した場合、50万ドルを超えない範囲で、違反ごとに1日2,500ドルの罰金が科せられる

7. 2030年以降、企業は、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示時期に「可能な限り近い」スコープ3のGHG排出量を開示する必要があるかもしれませんが。ただし、カリフォルニア州大気資源局は、スコープ3のGHG排出量報告の現在の傾向に基づいて、2029年にこれを評価する予定です。

8. スコープ3の保証要件は、2027年までに決定されます。

9. 企業は、「同等の報告要求事項」（例えば、ISSBが発行するIFRSサステナビリティ開示基準）に従って報告することもできます。

AB-1305の文言はカリフォルニア州政府によって広く解釈される可能性があるため、カリフォルニア州内で事業を行い、排出量削減、カーボンニュートラル、またはその他の同様の主張を含む、気候関連排出量に関する公的な主張を行っている場合には、特定の事実および状況に対するAB-1305の適用性を評価するための支援を得るために、法律顧問に相談することを推奨します。

定量的排出量開示 (SB-253)

SB-253では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が10億ドルを超える米国に拠点を置く企業（「報告企業」）は、GHGプロトコルによって提供されるガイダンスに従って、年間GHG排出量を開示することが求められます。SB-253は、事業とそのバリューチェーンによって発生する3つのタイプの排出量の報告を次のように規定しています。

- 「スコープ1排出量」とは、場所にかかわらず、報告企業が所有または直接管理する排出源に起因するすべての直接的な温室効果ガス排出量を意味します。これには、燃料燃焼活動を含みますがそれに限定されません。
- 「スコープ2排出量」とは、場所にかかわらず、報告企業が購入または取得した消費電力、蒸気、暖房または冷房からの間接的な温室効果ガス排出量を意味します。
- 「スコープ3排出量」とは、報告企業が所有または直接管理していない排出源からの、スコープ2排出量以外の間接的な上流および下流の温室効果ガス排出量を意味し、購入した商品およびサービス、出張、従業員の通勤、販売された製品の加工および使用が含まれますが、これらに限定されません。スコープ3排出量は、バリューチェーン内の企業からの一次排出量データを活用するか、業界平均や代替データなどの二次データを活用することによって計算することができます。

GHG排出量の報告は、独立した第三者保証の対象となります。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量は、開示初年度の2026年から限定的保証（2025年度の活動に基づく）、および2030年からの合理的保証（2029年度の活動に基づく）の対象となります。スコープ3のGHG排出量開示は、2027年から（2026年度の活動に基づく）、報告企業のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量開示の180日後までに行う必要があります。スコープ3のGHG排出量は、2030年から限定的保証の対象となる可能性があります。カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、2026年中のスコープ3情報の第三者保証の動向をレビューおよび評価し、2027年1月1日までに、スコープ3のGHG排出開示に関する保証要件を確立するかどうかを決定する必要があります。

CARBは、2026年中の最初の年次報告期限を含め、2025年1月1日までに法案の要件を成文化するための規則を策定し、採択する職務を負っています。CARBは現在、2006年カリフォルニア地球温暖化対策法（the California Global Warming Solutions Act）（AB-32）に基づき、発電機、産業施設、燃料供給業者、電力輸入業者などの主要排出源からのGHG排出量（例えば、スコープ1の定常燃焼およびプロセス排出量）に関する州の義務報告を監督しています¹⁰。非省略報告者の年次義務報告期限は4月10日であり、省略報告者の場合は6月1日です¹¹。CARBはSB-253報告の年間期限を選択する際に、これらの日付を考慮することができます。

10. 温室効果ガス排出量報告義務|カリフォルニア州大気資源局

11. 温室効果ガス報告義務—重要な日付および活動|カリフォルニア州大気資源局

定性的気候リスク開示 (SB-261)

SB-261では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が5億ドルを超える米国に拠点を置く企業（「対象企業」）は、隔年の気候リスク報告書を発行し、ウェブサイトで公開することが義務付けられています。また、この報告書は親会社レベルで連結されることがあります。対象企業に該当する子会社は、親会社が連結報告書にその子会社を含めている場合には、別途報告書を提出する必要はありません。SB-261は、既に同様の気候リスク報告義務の対象となっている保険会社を除外しています¹²。

法案は、「気候関連の財務リスク」を次のように定義しています。

[A] 物理的・移行的リスクに起因する短期的・長期的な財務成果に悪影響を及ぼす重大なリスク。具体的には、企業運営、商品およびサービスの提供、サプライチェーン、従業員の健康および安全、資本および金融投資、機関投資、融資先および借入先の財務状態、株主価値、消費者需要、金融市場および経済の健全性などのリスクを含むが、これらに限定されない。

また、対象企業は、特定された気候リスクを軽減し、適応させるために実施している措置を開示しなければなりません。法案は、TCFDが公表した『[気候関連財務情報開示タスクフォース提言の最終報告書](#)』（2017年6月）のガイダンス、またはそれに代わる報告要求事項または同等の報告要求事項に従って、対象企業にリスク評価を組み立てることを求めています。ISSBが発行したIFRSサステナビリティ開示基準は同等の基準とみなされます。

定性的自主的炭素市場開示 (AB-1305)

AB-1305では、企業は開示情報をウェブサイトに掲載し、少なくとも年に一度更新しなければなりません。以下において、企業が法案に基づいて提供する必要のある開示の一部（すべてではありません）を要約しています。

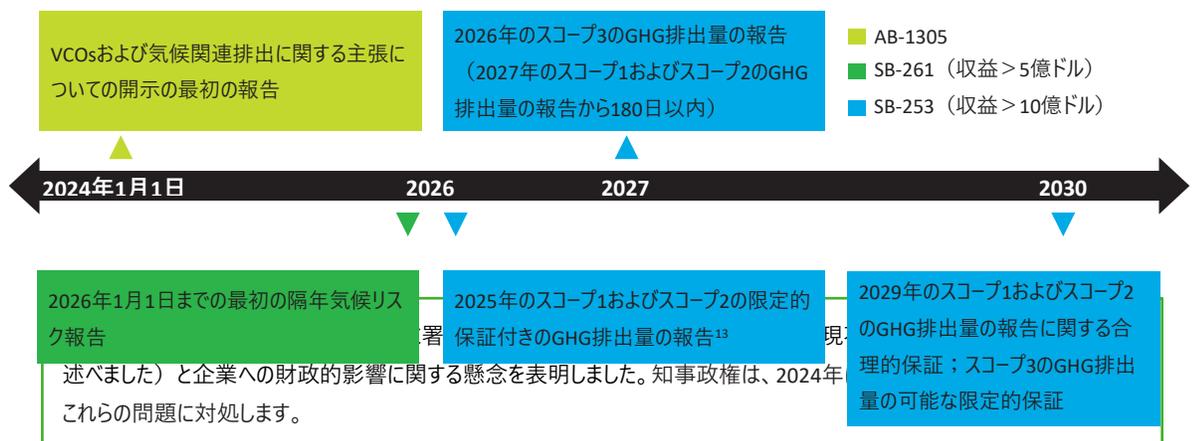
- カリフォルニア州内でVCOsを売り出しましたは販売する企業の場合、要求される開示には以下が含まれますが、これらに限定されません。
 - 以下を含む「該当するカーボンオフセットプロジェクトに関する詳細」
 - 「排出量削減または除去効果を推定するために使用される特定のプロトコル」
 - 「オフセットプロジェクトサイトの場所」
 - 「プロジェクトのタイムライン」
 - 「プロジェクトが法律または非営利団体によって定められた基準を満たしているかどうか」
 - 耐久性を含む、プロジェクトのタイプ
 - 「独立した専門家または第三者による検証または証明があるかどうか」
 - 年間排出量の削減または炭素除去
 - 「プロジェクトが完了しなかった場合、または予測される排出量削減または除去効果を満たさなかった場合の説明責任措置に関する詳細。」これには、炭素貯蔵プロジェクトが撤回される場合、または将来の排出量削減が実現しない場合、「企業がどのような行動をとるかにに関する詳細が含まれるが、これに限定されません。」
 - 「プロトコルを使用して発行された排出量削減または除去クレジットの数を独立して再現し、検証するために必要な関連データおよび計算方法」

12. 2022年4月、全国保険監督官協会は、国際的に認められたTCFDと協力して、保険会社の気候関連リスクの報告に関する新しい基準を採択しました。

- VCOsを購入または使用する企業、気候関連排出を主張する企業、および（1）カリフォルニア州で事業を行う企業、および（2）カリフォルニア州内で販売されるVCOsを購入または使用する企業の両方について、要求される開示には以下が含まれますが、これらに限定されません。
 - 「オフセットおよびオフセット・レジストリまたはプログラムを販売する企業の名称」
 - 「購入したオフセットが炭素除去、回避された排出量、またはその両方の組み合わせに由来するかどうか、およびサイト位置を含む、オフセットプロジェクトタイプ」
 - 「排出削減量を推定するために使用される具体的なプロトコル」
 - 「記載されている企業データおよび主張について、独立した第三者による証明が行われているかどうか」
- 気候関連排出を主張し、かつ（1）カリフォルニア州で事業を行い、および（2）カリフォルニア州で当該主張を行う企業について、要求される開示には以下が含まれますが、これらに限定されません。
 - 「「カーボンニュートラル」、「ネット・ゼロ・エミッション」、またはその他の同様の主張が正確または実際に達成されたと判断した方法、およびその目標に向けた中間的な進捗がどのように測定されているかを記録したすべての情報」
 - 「記載されている企業データおよび主張について、第三者による独立した証明が行われているかどうか」

タイムライン例

以下のタイムラインは、法案に基づく開示にかかる最初の要求事項の概要です。SECの提案や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく欧州規制などの、他の気候情報開示規制とは異なり、カリフォルニア州の規則では、企業規模に基づいた適用の段階的導入は認められていません。SB-261に基づくTCFDリスク報告は2年ごとに、AB-1305に基づくVCOsおよび気候関連排出に関する主張について開示は少なくとも年に一度、SB-253に基づくGHG排出量報告は年に一度必要です。



13. 報告日はCARBが決定します。

モニタリングおよびコンプライアンス

州上院法案はCARBに、上記で概説した開示を要求し、コンプライアンスをモニタリングし、実施するために必要な規制を策定し、採択することを命じています。これらの法案の適用範囲内にある企業は、実施および管理の費用を賄うためにCARBに年会費を支払う必要があります。会費は、各法案によって設定される専用基金を通じて管理されます。

3つの法案すべてにおいて、モニタリングまたは執行は、以下のように外部機関または司法機関によって行われます。

SB-253	2027年7月1日以前に、CARB「カリフォルニア大学、カリフォルニア州立大学、国立研究所、または他の同等の学術機関と契約して、報告企業が排出報告機関に提出した公開情報に関する報告書を作成するもの」であり、州のGHG排出量削減および気候目標の文脈で報告企業からのGHG排出量を強調しています。
SB-261	CARBは、非営利の気候報告組織と協力して、(1) 報告が不適切または不十分であることを特定し、(2) 産業別の気候関連の財務リスクをレビューし、(3) 州が直面している体系的およびセクター全体の気候関連の財務リスクを分析する報告書を2年ごとに作成します。
AB-1305	違反に対する民事訴訟は、カリフォルニア州の司法長官または地方弁護士、国の弁護士、または市の弁護士によって起こされます。

各法案には、コンプライアンス違反または報告が不十分であることが判明した場合に企業を罰する仕組みが盛り込まれています。

- SB-253では、法案の要件を満たさなかった場合、報告年度に最大50万ドルの罰金が課される可能性があります。2027年から2030年の間は、スコープ3のGHG排出量開示に関連する罰則は、提出しなかった場合にのみ課されます。
- SB-261では、報告書を公に利用可能にしなかった場合、または不適切または不十分な報告書を公表した場合に、報告年度に最大5万ドルの罰金が課される可能性があります。
- AB-1305では、各違反は1日あたり2,500ドル以下の民事罰の対象となり、総額は50万ドルを超えません。

州上院法案については、CARBは罰則を決定する際に、過去および現在の規則の遵守状況、企業が遵守するために誠実な措置をとったかどうかなど、すべての関連する状況を考慮します。

州上院法案およびその他の開示規則との関係

気候関連州上院法案は、SECが提案した、または外国の管轄区域で義務付けられている気候情報開示規制の影響を受けない多くの米国企業に適用されるため、注目されています。しかし、米国の上場会社または大規模な海外事業を展開する企業にとって、カリフォルニア州の法案は、気候情報の開示に関連する多くの世界的な要求事項のうちの2つにすぎません。幸いなことに、どちらの法案も既存の開示枠組みであるGHGプロトコルおよびTCFDを活用しています。TCFDは、SEC、ISSB、CSRDが提案または義務付けているものを含む、他の多くの気候関連の開示要件の基礎でもあります。したがって、企業は、カリフォルニア州での報告を含む複数の異なる開示目的のためにGHG排出量および気候リスク情報を利用できることが期待されます。

SB-253	温室効果ガス排出量の開示を義務付けているSB-253では、カリフォルニア州の排出量報告は「作業の重複を最小限に抑え、連邦政府が要求する報告書を含む他の国内および国際的な報告要求事項を満たすために作成された報告書を、[法案] のすべての要件を満たす限り、報告企業が排出報告機関に提出できるようにする」ように意図的に構成されていると規定しています。
SB-261	気候リスク報告を義務付けているSB-261は、企業がTCFDまたは同等の基準に沿って、自発的にまたは「規制された取引所、政府、またはその他の政府機関（米国政府が発行した法律または規則を含む）が発行する法律、規則、または上場要件に基づいて」公開可能な2年ごとの気候リスク報告書を作成すれば、法案の要件を満たすと明記しています。ISSBが発行したIFRSサステナビリティ開示基準は同等の基準とみなされます。

以下の表は、いくつかの特定の指標および規定について、それぞれの州上院法案と、提案された主要な気候開示規制または最終的な気候開示規制の3つをハイレベルで比較したものです¹⁴。

GHG排出量報告書	SB-253	SEC ¹⁵	CSRD	ISSB
最初の報告書	2026	TBD ¹⁶	組織構造によって異なり、最も早い報告は2025年に開始される	IFRS S1号およびIFRS S2号17は2024年1月1日に発効し、各法域に委任される
対象企業	公開会社および非公開会社	公開会社	公開会社および非公開会社	各国の法域規制の適用を条件とする
スコープ1およびスコープ2	必須	必須	重要性評価 ¹⁸ に基づく	重要性評価 ¹⁹ に基づく
スコープ3	必須	重要性があるまたは登録者が削減目標を設定している場合にのみ要求される	重要性評価 ²⁰ に基づく	重要性評価 ²¹ に基づく
保証	限定的保証の後、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量について合理的保証を行う スコープ3の保証要求事項は2027年までに決定される	限定的保証の後、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量について合理的保証を行う スコープ3のGHG排出量は保証しない	報告初年度から報告されるすべてのサステナビリティ情報に対する限定的保証	法域の規制を受ける

14. この表は、気候開示情報規制に基づく指標および要求事項の特定の側面を要約したにすぎません。すべての範囲または開示シナリオを考慮していません。他の既存のまたは提案されている気候開示情報規制に関する追加情報については、[その他のリソース](#)の項をご参照ください。
15. SEC気候ルールが提案されていますが、まだ最終決定されていません。表中のすべての内容は提案された規則に基づいており、変更される可能性があります。小規模報告会社はスコープ3の開示要求事項を免除され、早期提出会社ではない会社は証明要件を免除されます。
16. 提案されたSECの実施スケジュールでは、大規模早期提出会社は2024年に最初の報告が求められます。しかし、SECの提案に反映されたタイムラインは、最終的なSEC規則のタイムラインとは異なる可能性が高いです。
17. IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項」、IFRS S2号「気候関連開示」
18. CSRDは、インパクトと財務の両面から重要性を評価することを求めています（「ダブルマテリアリティ」として知られる概念）。
19. IFRS S1号で定義されているマテリアリティ評価に基づき、「企業は、IFRSサステナビリティ開示基準が別途要求する情報が重要でない場合には、その情報を開示する必要はありません」。
20. 脚注18をご参照ください。
21. 脚注19をご参照ください。

定性的な気候関連情報開示				
	SB-261	SEC ²²	CSRD	ISSB
最初の報告書	2026年1月1日	TBD ²³	組織構造によって異なり、最も早い報告は2025年に開始される	IFRS S1号およびIFRS S2号は、2024年1月1日に発効し、各法域に委任される
気候ガバナンスおよび戦略	<ul style="list-style-type: none"> TCFDシナリオ分析：要 気候関連のリスクと機会：要 レジリエンス戦略：要 	<ul style="list-style-type: none"> TCFDシナリオ分析：無 気候関連のリスクと機会：リスクは必須、機会は任意 レジリエンス戦略：要 	<ul style="list-style-type: none"> TCFDシナリオ分析：要 気候関連のリスクと機会：要 レジリエンス戦略：要 	<ul style="list-style-type: none"> TCFDシナリオ分析：要 気候関連のリスクと機会：要 レジリエンス戦略：要
気候リスク管理	要	要	要	要
保証	無	無	報告初年度から報告されるすべてのサステナビリティ情報に対する限定的保証	法域の規制を受ける

保証およびその他の考慮事項

米国で気候情報開示の義務化が現実のものとなったことで、企業は保証に対応した気候報告の準備を急速に加速させる必要があります。以下において、企業がこのプロセスに関与する際に考慮すべきいくつかの要素を概説します。



- 気候に特化した開示（例えば、TCFD、気候開示プロジェクトまたはGHGインベントリ）
- 業種別開示（例えば、サステナビリティ会計基準審議会）
- 一般的なサステナビリティおよびその他の開示（例えば、グローバル・レポート・イニシアティブ、サステナビリティに関するウェブサイト、年次報告書または政策）
- 気候リスクおよびGHG排出量の定量化の評価における重要性の定義を特定または精緻化する
- 規制要求事項とタイムラインへの影響を理解する
- 規制の結果としての報告ギャップの特定および評価する
- 関連する内部関係者およびプロセス所有者とデータ要件を連携する
- GHG排出量目録の管理計画の策定または改善
- 内部統制およびデータガバナンスの現行システムを評価し、データ所有者の役割および責任を定義する
- 取締役会の監視とトップダウンの説明責任メカニズムを確立し、しっかりとした管理環境を支援する
- 気候およびGHG排出量の開示および統制のギャップを埋めるための変更を実施する
- 組織の能力を構築し、取締役会およびマネジメントレベルでトレーニングを行う
- 財務報告チームおよびサステナビリティチームを含む、関連するステークホルダーをつなぐ
- 気候およびGHG排出量に関するドラフトおよび最終開示の作成
- 保証水準の確保または向上のための計画を策定する

22. 脚注15をご参照ください。

23. 脚注16をご参照ください。

AB-1305に基づく最初の開示要求事項は2024年1月1日に発効するため、企業は、（1）気候関連の排出権、（2）VCOsの購入、使用、販売または売り出し、（3）カリフォルニア州で事業活動に関連して必要となる報告データを収集する必要があります。

その他のリソース

- [Heads Up—#DeloitteESGNow—EUの企業サステナビリティ報告指令に関するよくある質問](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—グローバルESG開示基準の収束：ISSB、IFRS S1号およびIFRS S2号を最終化](#)
- [iGAAP in Focus—Sustainability Reporting：ISSB、初のIFRSサステナビリティ報告基準を発行](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—COSOフレームワークを活用したサステナビリティ報告に関する内部統制（ICSR）の構築](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—情報開示の熱が高まっている：サステナビリティおよび気候報告の国際標準化に向けた動き](#)
- [Heads Up—気候情報開示要求事項に関するSEC提案規則の包括的分析](#)

連絡先



Eric Knachel
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3625
eknachel@deloitte.com



Kristen Sullivan
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 708 4593
ksullivan@deloitte.com



Brenna Vanderloop
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 612 397 4271
brvanderloop@deloitte.com



Mark Strassler
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 6120
mstrassler@deloitte.com



Brianna Butterfield
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte&Touche LLP
+1 650 529 5804
bbutterfield@deloitte.com



Christine Haman
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 504 376 4902
chhaman@deloitte.com



Michael Miller
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte&Touche LLP
+1 805 358 4840
mmillar@deloitte.com



John Tripodi
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 917 573 9813
jotripodi@deloitte.com



Ashley Frambach Baker
Audit & Assurance
Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 650 245 9345
aframbachbaker@deloitte.com

財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"Dbriefs"にご参加ください。『財務担当者向け報告書』シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである財務担当者向け報告書シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである。また、Dbriefsは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法を提供します。

定期購読

Dbriefsを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com)で登録してください。

デロイト会計研究ツール

豊富な情報を手元に置いてください。デロイト会計研究ツール（DART）は、会計および財務に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

毎日更新されるDARTは、直感的なデザインとナビゲーションシステムを備えており、強力な検索機能とパーソナライズ機能を備えているため、ユーザーはいつでも、どのデバイスからでも、どのブラウザからでも、情報をすばやく見つけることができます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はデロイトのFASB会計基準法典化マニュアルのようなプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最近のニュース記事や出版物、その他のDARTへの追加情報へのリンクを提供するWeekly Accounting Roundupを購読することもできます。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、dart.deloitte.comにアクセスしてください。

原文（英語）：[#DeloitteESGNow — The Sweeping Impacts of California's Climate Legislation](https://www.deloitte.com/insights/industry/energy-environment-and-climate/california-climate-legislation)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301